

令和7年度分 町県民税・国民健康保険税 申告書
(令和6年中所得) 介護保険料・後期高齢者医療保険料

福崎町長様 令和 年 月 日 提出	フリガナ			(業種又は職業)	通称町コード	
	氏 名			(電話)	均等割のみ	3 家屋敷
	個人番号			世帯主の氏名	世帯主との続柄	住民コード
	住 所	福崎町				

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者			
氏 名			
個人番号			
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日生
☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)			

扶 養 控 除			
氏 名	続柄	生年月日	区分
		明・大・昭・平	同居・別居
個人番号			
		明・大・昭・平	同居・別居
個人番号			
		明・大・昭・平	同居・別居
個人番号			

16歳未満の扶養親族 (平成21年1月2日以降生)			
氏 名	続柄	生年月日	区分
		平成・令和	同居・別居
個人番号			
		平成・令和	同居・別居
個人番号			
		平成・令和	同居・別居
個人番号			

給与と所得の支払者	
〔日給などの給与と所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。〕	
法人番号又は所在地	
勤務先名	
電話番号	

所得金額	事業所得	種目	① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 円	所得金額(①-②-③) 円		
		営業等				01		
		農業				02		
		不動産				03		
		利子				04		
	雑所得	配当				05		
		給与	給与専従者給与	06・07は収入額を08・09には所得額を記入	06	08		
		年金	10は収入額を11は所得額を記入	07	09			
		業務		10	11			
		その他			12			
	総合課税の譲渡一時	① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 差引(①-②) 円	④ 特別控除額 円	所得金額(③-④) 円		
		短期				14		
		長期				15		
		合計	01+02+03+04+05+08+09+11+12+13+18=			16		
		分離課税の所得	種目	① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 差引(①-②) 円	④ 特別控除額 円	所得金額(③-④) 円
	所得から差引かれる控除	雑損控除	損害の原因	損害年月日	① 損害金額 円	② 保険金等補てん金 円	③ 差引損失額(①-②) 円	計算方法は裏面の①参照 円
			医療費控除	☐ 医療費控除	③ 支払った医療費等 円	④ 保険金等補てん金 円	⑤ 差引負担額(③-④) 円	計算方法は裏面の②参照 円
			☐ セルフメディケーション税制					102
社会保険料控除		① 国民健康保険税 円	② 国民年金保険料 円	③ その他の保険料 円	計 (①+②+③) 円	103		
		① 第一種共済掛金 円	② 確定拠出年金掛金 円	③ 心身障害者扶養共済掛金 円	計 (①+②+③) 円	104		
生命保険料控除		保険会社名	支払った保険料 円	保険会社名	支払った保険料 円	裏面⑩参照		
		一般	旧		新	105		
		介護医療	旧		新	106		
		個人年金	旧		新	107		
地震保険料控除		地震				108		
		旧長期				109		
		地震保険料控除 計 109+110= (上限25,000円)				110		
障害者控除	障害者控除	特別障害者は氏名を○で囲んでください	氏名	氏名	111			
	寡婦ひとり親控除	☐ 寡婦(死別・離婚・生死不明・未帰還) / ☐ ひとり親控除			112			
	勤労学生控除	合計所得金額75万円以下	学校名		113			
	配偶者控除	配偶者の所得額に応じ控除額を記入(裏面a.参照)			114			
	配偶者特別控除	配偶者の給与と所得等の所得額			115			
	特定扶養控除	平成14年1月2日生~平成18年1月1日生まで	氏名		116			
	老人扶養控除	昭和30年1月1日以前生	氏名		117			
	扶養控除				118			
基礎控除					119			
	合計	101+102+103+104+108+111+112+113+114+115+117+118+119+120=			円			

収入のなかった方が記入する欄 (該当する番号を○で囲み必要事項を記入してください。)

1 下記の者の扶養または援助を受けていた。 氏名 _____ 続柄 _____ 住所 _____	4 生活保護法による生活扶助を受けていた。 5 貯蓄により生活していた。 6 その他(具体的に) _____
2 遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等を受給していた。	
3 雇用保険(失業手当)を受給していた。	

給与・公的年金等に係る所得以外の町県民税の納税方法 (65歳未満の方は給与と所得以外)

☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

1. 事業税に関する事項

事業所等所在地		事業税の 非課税所得	円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額	円
		損益通算の特例適 用前の不動産所得	
開業年月日	年 月 日	開・廃	

2. 事業専従者

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者控除額
		・	ヶ月	円
	個人番号			
		・	ヶ月	円
	個人番号			
		・	ヶ月	円
	個人番号			

3. 別居の扶養親族等に関する事項

(表面「扶養控除」又は「16歳未満の扶養親族」欄において別居となっている方のみ記入)

氏 名	住 所

4. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

5. 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県
	市区町村

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

6. 所得金額調整控除に関する事項

カナ		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令
氏名				・	・
特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所			
個 人 番 号					

a. 配偶者控除・配偶者特別控除速算表

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円
	老人 38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	所得金額	控 除 額	
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円

b. 所得から差引かれる金額の計算方法

- ① 雑損控除額
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{差引損失額－総所得額等の合計額} \times 10\% \\ \text{差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円} \end{array} \right\}$ いずれか多い方の金額
- ② 医療費控除額
1) 医療費控除
支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる額
－ (10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額)
- 2) セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)
支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補てんされる額－1万2千円
- ③ 生命保険料控除額
1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
①支払った保険料が生命保険料だけの場合	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払った保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払った保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 17,500円
	70,001円以上	35,000円
②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払った保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払った保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 17,500円
	70,001円以上	35,000円
③支払った保険料が生命保険料と個人年金保険料の両方である場合		(支払った生命保険料について①により求めた金額) + (支払った個人年金保険料について②により求めた金額)

2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
①一般の生命保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
②介護医療保険料	12,001円～32,000円	支払った保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 6,000円
③個人年金保険料	32,001円～56,000円	支払った保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 14,000円
	56,001円以上	28,000円
①②③それぞれある場合		(①により求めた金額) + (②により求めた金額) + (③により求めた金額) (最高) 70,000円

④ 地震保険料控除額

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額
①地震保険料	50,000円以下	支払い金額の $\frac{1}{2}$
	50,001円以上	25,000円
②旧長期契約	5,000円以下	支払った長期損害保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払った長期損害保険料の 金額の合計 $\times \frac{1}{2}$ + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
地震保険、旧長期の両方がある場合は限度額は25,000円		